

信州大学繊維学部 ISO14001:2004	要領・手順書	最終改訂日
	P446-24	2006.11.21

フロン回収手順書(P446-~~244~~-323)

1. 目的

フロン回収破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)が平成13年6月22日に公布、平成14年4月1日より施行され、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類の適正な回収の実施などが義務づけられた。

2. 定義

- (1) フロン類:クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」という。
- (2) 第一種特定製品:フロン類が充てんされている、第二種特定製品を除き業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器(自動販売機を含む)。
- (3) 家庭用エアコンディショナーについては、家電リサイクル法に基づき回収する。

3. 法の遵守

- (1) 繊維学部の教職員および構成員は、第一種特定製品のフロン回収において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を確実に遵守すること。

4. 運用手順

- (1) 繊維学部の教職員および構成員は、第一種特定製品を廃棄する場合、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を引き渡さなければならない。
- (2) 家庭用エアコンディショナーについては、家電リサイクル法に基づき指定回収業者に引き渡す。
- (3) 第一種特定製品廃棄者は、第一種特定製品回収者に対し、フロン類の回収等の費用に関しての適正な料金の請求について当該費用を負担しなければならない。

5. 不適合の判断基準

- (1) 手順に沿って実施されていない場合。

6. 是正・報告

- (1) 手順に沿って実施されていない場合、担当責任者は「是正・予防処置」を作成し、対策案を提案する。

本手順書の改定履歴

年月日	改定の内容	改定理由	承認	作成	保管
2006.11.21	制定		阿部	北澤	宮原